

鎌田公認会計士事務所
税理士法人 鎌田総合事務所
公認会計士 鎌田直善
税理士 鎌田ふくみ

コロナ・ウイルスの影響で、大変な日々をお過ごしのこととご推察申し上げます。
北海道全域は、今月いっぱい緊急事態宣言解除にならないようですが、札幌近郊以外は感染拡大していないことを受けて、当事務所も19日から通常勤務体制に戻りました。

コロナ・ウイルス関連の税務上の特例措置について 公認会計士 鎌田 直善

1. 法人税の期限の個別延長

法人税については、4月の事務所報でお伝えした通り、役員や従業員等の方に直接の感染被害があった場合だけでなく、次の①～④のような方々がいることにより、通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていること、などにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども対象とされています。

- ① 体調不良により外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住まいの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

また、上記のような理由以外であっても、感染症の影響を受けて期限までに申告が困難な場合には、個別に申告期限延長が認められています。

この申告期限の延長に関する個別の申請については、別途、申請書等を提出する必要はありません。後日遅れて申告書を提出する際に、「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記すればよい（e-Taxをご利用の方は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨を入力すればよい）とされています。

2. 法人税等の納税を猶予する「特例制度」の創設

上記の申告期限の延長の特例に加えて、納税を猶予する「特例制度」が創設されました。新型コロナ・ウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少（概ね20%の減少）があった方は、1年間、国税の納付を猶予することができます。

この納税猶予の「特例制度」を利用するには、上記〔1. 法人税の期限の個別延長〕の申告の期限延長とは異なり、申請が必要です。申請の期限は、令和2年6月30日または納期限の、いずれか遅い日までとされています。この場合の納期限とは、申告期限

を延長した場合は、＜延長後の期限＝申告書提出日＞のことです。

(https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm)。

延滞税（延納期間の利息に相当）は課されません。また、担保の提供も不要です。有益な活用をお勧めします。

(1) 対象となる方

次の①②のいずれも満たす方が対象です。個人・法人の別、規模は問いません。

- ① 新型コロナ・ウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて、概ね20%以上減少していること。
- ② 一時に納税を行うことが困難であること。

上記の〔任意の期間（1か月以上）〕は、1日から月末までに限らず、例えば16日から翌月15日まででも良いとされています。また、「一時に納税を行うことが困難」かどうかの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し、適切に対応するとされています。

(2) 対象となる国税

- ① 令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する所得税、法人税、消費税等ほぼすべての国税（印紙で納めるもの等を除く）が対象になります。
- ③ 上記①のうち、既に納期限が過ぎている未納の国税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

なお、地方税、社会保険料、労働保険料についても、国税とほぼ同じ、納付の猶予の特例制度が創設されています。

(3) 申請手続

それぞれの猶予手続の詳細は、下記の url に公開されています。

(ア) 国税

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/pdf/0020004-143_01.pdf

(イ) 地方税

https://www.soumu.go.jp/main_content/000686229.pdf

(ウ) 社会保険料

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/20200501.files/01.pdf>

(エ) 労働保険料

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000633473.pdf>

営業時間のお知らせ

弊事務所も緊急事態宣言を受けて、時差出勤・自宅待機態勢としていましたが、5月19日からは平常勤務体制に戻りました。よろしくお願ひいたします。

バックナンバーは、<http://www.kamada-cpa.jp/>でご覧いただけます。